

1. 注意事項

申込みにあたっての注意事項

申込み資格をお読みのうえ、次のことに注意してお申込みください。

- ① 申込み受付時間外の申込みは、受け付けできません。
- ② 申込みは、1世帯につき1団地に限ります。1世帯で2件以上の申込み、または同一人の氏名を2件以上の申込書に記載したときは、理由の如何に問わず、すべての申込みが無効となります。
- ③ 申込者及び同居する親族が住宅を所有している場合は申込みできません。
ただし、次のいずれかに該当する方は申込みができます。
(ア) 老朽化している住宅で、**入居資格の基準日（入居日の10日前）**までに解体しその証明できる書類の提出ができる方
(イ) 競売・売却等により自家所有者でなくなる方で、**入居資格の基準日（入居日の10日前）**までに売買契約書または自家を手放したことを証明できる書類の提出ができる方
- ④ 入居する世帯員の中に市税、市営住宅使用料及び駐車場使用料滞納者がいる場合は申込みできません。（ただし、誓約し分納履行中の方を除きます。）
- ⑤ **申込資格に関する基準日は、受付日**とします。年齢、就業の有無、退職、勤務先、同居、扶養関係の有無等はすべてこの日を基準として記入してください。申込み時、同居する親族（婚約者等を含む）に収入がある場合は、その後に退職が予定されているときでも、その収入は合算されます。
※家族を不自然に分割して申込むことはできません。
(例：単身赴任している夫を除いての申込みもしくは、別居中で夫または妻を除いての申込み等)
- ⑥ 申込書に記入されていない方（出生を除く）は入居できません。
また、申込者本人が入居しないときは入居できません。
- ⑦ 婚約者との申込みについて
○婚約者が申込み時に勤務(パート・アルバイト含む)しているときは、その収入は合算されます。
○婚約中で申込をして、**入居資格の基準日（入居日の10日前）**までに入籍できないときは取消しとなります。
○婚約者と申込む場合、申込み後に婚約者が変わったときは取消しとなります。
- ⑧ 離婚予定での申込みについて
○離婚予定での申込みの場合は、**入居資格の基準日（入居日の10日前）**までに、離婚が成立したことが分かる書類(離婚届受理証明書または戸籍謄本)が提出できないときは取消しとなります。
- ⑨ その他
○通年募集の仮入居決定者は、入居決定後の部屋の変更はできません。
○通年募集の仮入居決定者は、補充入居者募集及び二次募集には応募できません。
○通年募集の仮入居決定者は、それまでの申込み履歴が喪失します。

申込みの無効・取消しについて

次のような場合は、申込みが無効・取消しとなります。

- ① 申込み資格がないときは無効となります。
- ② 申込書の記載事項が事実と相違しているとき、または公的機関の証明と照合し事実であることが確認できないときは無効となります。
- ③ 1世帯で2件以上の申込みをしたとき、または同一の氏名を2件以上の申込書に記載したとき。理由の如何を問わず、すべての申込みが無効となります。
- ④ 世帯を不自然に分割・統合して申し込んだときは無効となります。
- ⑤ 入居可能日までの間に、申込資格が欠けたときは取消しとなります。
- ⑥ 入居日から10日以内に引っ越し、その後14日以内に住民登録を行ってください。なお、申込世帯員の入居が住民票により確認できないときは、入居許可が取消しとなり、すみやかに住宅を明け渡していただくことになります。
- ⑦ 婚約中で申込みをして、**入居資格の基準日（入居日の10日前）**までに、入籍したことが分かる書類(婚姻届受理証明書または戸籍謄本)が提出できないときは取消しとなります。
- ⑧ 婚約者と申込み場合、申込み後に婚約者が変わったときは無効となります。
- ⑨ 離婚予定での申込みの場合は、**入居資格の基準日（入居日の10日前）**までに、離婚が成立したことが分かる書類(離婚届受理証明書または戸籍謄本)が提出できないときは取消しとなります。

入居にあたって

- ① 市営住宅の使用料(家賃)は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて毎年度決定します。
- ② 入居手続きの際に、敷金として家賃3ヵ月分を納入していただきます。
- ③ 緊急連絡人が1名必要です。
※緊急連絡人の住所、郵便番号、氏名、続柄、生年月日、電話番号の記入が必要となります。
- ④ 家賃の支払いは口座振替でお願いします。
なお、家賃を3ヵ月以上滞納した場合は、条例に基づき住宅を明け渡していただくことになります。

入居後の注意事項

- ① 市営住宅内では、他の居住者との円満な共同生活を妨げるような行為は禁止されています。
- ② 市営住宅でのペット(犬・猫・鳥等)の飼育は禁止されています。
- ③ 市営住宅内での営業行為は禁止されています。
- ④ 共益費について
家賃には共益費は含まれていません。
市営住宅は集合住宅であり、共同で使用する費用については、入居者の方で負担していただくこととなります。団地内でお支払いください。
○集会所等の共同施設に関する費用
○外灯費、階段及び廊下灯費、揚水電気料、エレベータ等の電力費
○共同施設の設備・施設の修繕費用等(市の負担分を除く)
- ⑤ 駐車場について
団地駐車場は、車を所有する入居世帯に対し、原則1台分月額2,000円で使用の許可をします。
なお、車検証の使用者欄が入居する家族名でなければ許可しません。また、駐車場が無い団地、駐車場が有る場合でも空き区画が無い場合もございますので、詳しくは入居後、団地内の駐車場管理組合で運用をご確認していただくこととなります。
※駐車場使用料を滞納した場合は法的措置を行います。
- ⑥ 収入申告書の提出義務について
市営住宅の低廉な家賃は、国及び市からの補助金等により実現しており、市営住宅に入居されている方は、毎年、世帯の収入に関する申告書「収入申告書」の提出が義務付けられています。毎年7月頃提出していただき、これを基に翌年度の家賃が算出されます。もし**期限までに提出がない場合は、民間並みの家賃**となります。
- ⑦ 暴力団排除について
○新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居は認められません。
○名義人の死亡・転出等により入居承継(名義変更)をしようとするものが暴力団員であるときは入居承継(名義変更)は認められません。
入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときには、住宅を明け渡さなければなりません。

⑧ 家賃について

- 一定期間の家賃滞納が発生したときは、明渡し請求等の法的措置を行います。
- 毎年の収入申告に応じた家賃の額になります。失業・退職・病気等で低収入の方など特別の事情がある方には、家賃の減免措置がありますので、入居の際に個別にご相談ください。
- 家賃及び駐車場使用料は、原則口座振替となっていますので、Web口座振替サービスで申込みいただくか、お近くの金融機関窓口で手続きを行ってください。

2. 入居資格審査について

市営住宅への入居資格を確認するため、入居資格審査を受けていただきます。入居資格審査に必要な書類等については、熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター、熊本市（東・南区）市営住宅管理センターにてご説明いたします。

入居資格審査における注意事項

入居資格審査を受けなかったり、入居資格審査の期限を過ぎると取消しとなります。
また、入居資格審査の結果、入居資格のない方や入居資格が確認できない方等については取消しとなります。